平成２５年（フ）第３６３号
茨城県水戸市吉沢町39番地の２　セブンハイム103号、旧住所茨城県水戸市平須町1822番地の３　市営平須町住宅11棟405号
債務者　石川　裕二（旧姓伏見）
１　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３６４号
茨城県水戸市吉沢町39番地の２　セブンハイム103号、旧住所茨城県水戸市平須町1822番地の３　市営平須町住宅11棟405号
債務者　石川　　恵（旧姓鈴木・伏見）
１　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１９２号
茨城県牛久市猪子町995番地11　サントピアＴハウスＣ―102、前住所茨城県稲敷郡阿見町うずら野２丁目30番地40　櫛田ハイツＢ―203号
債務者　山本　靖之
１　決定年月日時　平成25年10月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２１３号
茨城県土浦市湖北１丁目８番16号　ペイナタル202
債務者　山口枝美子
１　決定年月日時　平成25年10月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２１６号
茨城県土浦市滝田２丁目182番地
債務者　中野　武年
１　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第９２号
千葉県君津市泉965番地１
債務者　藤澤　光明
１　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第９３号
千葉県君津市泉965番地１
債務者　藤澤　恵子
１　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第９４号
千葉県木更津市羽鳥野５丁目４番地６　ローマアリエスＤ棟201号
債務者　西岡　　誠
１　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第３５９号
新潟市北区松浜４丁目3607番地385
債務者　淡路　充子
１　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７５号
新潟市北区木崎897番地１　ボヌール木崎108号
債務者　鶴巻　香里
１　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３号
富山県黒部市沓掛3256番地　サンハイツ黒部Ｂ棟205号
債務者　鳴海　友子
１　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２５年（フ）第３０４号
金沢市入江２丁目424番地　土井コーポ白山203号室、従前の住所石川県加賀市山代温泉桔梗丘３丁目７番地
債務者　村　ひろ美
１　決定年月日時　平成25年10月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３４１号
金沢市出雲町イ118番地１、従前の住所金沢市新保本２丁目501番地２
債務者　二宮　珠美
１　決定年月日時　平成25年10月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３６３号
石川県加賀市小菅波町１丁目76番地２、従前の住所金沢市鳴和台254番地２
債務者　上出惠美子
１　決定年月日時　平成25年10月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３６４号
石川県加賀市小菅波町１丁目76番地２、従前の住所金沢市鳴和台254番地２
債務者　上出　英一
１　決定年月日時　平成25年10月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２９８号
山梨県北杜市高根町長澤4986番地1132
債務者　鈴木　映子
１　決定年月日時　平成25年10月16日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３０５号
山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1583番地４
債務者　依田　謙一
１　決定年月日時　平成25年10月16日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係